

件名：「太陽光発電における自然環境配慮の手引き（案）」に対する意見

宛先：環境省自然環境局自然環境計画課

提出者：公益財団法人日本野鳥の会 理事長 遠藤孝一

担当者：浦達也・田尻浩伸

住所：〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

電話：

メール：

■太陽光発電における自然環境配慮の手引き（案）についての意見

【全体的な意見】

・今回のように太陽光発電における自然環境配慮の手引きをまとめていただけましたこと、私たち自然保護団体として感謝いたします。このような手引きができることで、これまでよりも自然共生型の太陽光発電所が増えることが期待できますし、自然環境の保全をめぐる地域紛争の発生が減少していくものと考えます。本手引きが正式にリリースされましたら、その内容については事業者だけでなく、広く国民にも知ってもらえるような機会を作っていただきたく、お願いいたします。

・p18での記載内容にも関わりますが、事前アセスが行われていない事業でのリプレース案件については、リプレースのための工事が始まる前に一定期間(3年など)でパネルが1枚もない状況を作り出し、どのような自然環境が戻ってきそうか確認してからリプレースすることで、どのような自然が失われたか予想し、リプレース前より後の方がネットゲインできたかなどが分かるようになると思います。そこで、上述のようにリプレース前に自然環境の復元状況を把握することを推奨する文章を追加してください。

ただし、今度のアセス法改正でリプレース案件についても扱われますが、そこで上記のようなことが書かれるのであれば、改正アセス法で参考になる部分がどこかをこの手引きでは示せばよいとも考えます。

【個別意見】

・p5:上段にある4枚のイメージ図のうち自然配慮型の1枚は、パネルの間隔を空けてパネル間に在来植物を生育させているようなイメージのものを入れていただきたい。現行のイメージ図だと、敷地の一部に緑地を残せばよいように見えます。

・p14:表内のチェック事項 2-2 について、市町村や都道府県、専門家からの情報提供があったか、というチェック項目になっていますが、情報は積極的に求めるべきです。そこで「(前略) 貴重な生態系等に関する情報提供を求めた」としてください。

・p19:■対策および【解説】の3行目に「地理的な制約等から代替の候補地がない場合」とありますが、この部分は削除すべきです。このような記載があると、多くの事業者が「地理的な制約があって他に候補地はない」と理由付けをして、重要野生動植物等の生息地での立地選定を回避するという行動を取らなくなる可能性があると考えます。

・p19:環境紛争の回避には、専門家への相談など地域の情報収集と配慮が不可欠ですので、■対策の内容について賛同します。この相談が確実に行われるよう、表に「I-1 地域の自然環境に詳しい複数の専門家への相談」を加えてください。

・p20:表内の対策 II-0 に「必要に応じて」とありますが、生物多様性への影響を避けるためには適切な調査が必要です。そこで、「必要に応じて」を「原則として」と修正してください。

・p20:【解説】の4行目に「調査(文献調査や複数の専門家への聞き取りを含む。)」とありますが、ここには現地調査は含まれないのでしょうか。それとも、「調査」が現地調査を指しているのでしょうか。含まれないなら、その記載をしていただきたいですし、含まれているなら、調査を現地調査と修正すべきです。

・p24:対策 II-1 に示されている【事例】の本文中 4~5 行目に、「…事業区域内に森林を確保することで可能な限り動植物の生息・生育環境の保全に努めている。」とありますが、紹介する上で注意すべき点があります。

このような記載があると、事業者は事業地内に一定程度の自然環境や緑地を確保さえすれば、パネルの間隔、パネル下の地面の環境やパネルの敷設方法等は考慮しなくてもよいと捉えることが可能です。計画規模を縮小したうえで敷地内に一定の自然環境や緑地を残せば、計画当初から見ればノーネットロスやネットゲインを果たしているとしても、事業区域周辺の一定の地域や範囲で見ればネットロスとなっている可能性があります。

事業者はその事をよく考慮し、どのように計画規模を縮小し、また、敷地内に自然環境や緑地を確保するか検討する必要があります。事業者が敷地内に自然環境や緑地を確保さえすればよいと安易に考えないように、事業区域外を含めた一定の地域や範囲

で見た場合のノーネットロスやネットゲインについて検討する必要があることを記載すべきと考えます。

そこで、注意書きとして「なお、生物への影響を軽減するには事業区域だけでなく、その周辺も含めた一帯として検討する必要がある」などと記載してください。

・ p27:■対策 II-3 の具体的な取組の例の「II-⑨：重要な動植物の移植・移設」について、環境影響の軽減のためには移設・移植が成功してから着工することが不可欠です。そこで、解説の最後に「なお、着工は移設・移植の成功を確認してから行う必要がある。」と追記してください。

・ p29:■対策の（1）すべての事業で検討する対策の表で、具体例 III-①自然環境に配慮した施工計画について、施行の内容に加え施行時期にも配慮が必要であることが明確になるよう、「具体例 III-①自然環境に配慮した施工計画（施行時期設定を含む）」としてください。

・ p39:事例紹介の内容説明の3ポツ目の最終行に「その場所を利用する動植物にも配慮することが前提となります。」とありますが、動植物への配慮が少ないまま進められる事業が少なくないことから、この部分を太字とし、かつ「その場所を利用する動植物にも配慮することが必須となります。」としてください。

・ p41:コウノトリ太陽光発電所のコウノトリへの影響が少ない理由として、衝突しない場所を事前相談の上で決定したことに加え、設備が5基で水田地帯の面積と比較して占有面積が小さいことが挙げられます。

そこで、「設置は一帯に生息する動植物の生態に合わせて影響がない設置基数、設置位置等を検討することが重要である。」ことを追記してください。

■太陽光発電における自然環境配慮の手引き チェックシート（案）についての意見おもて面

・ ②の表 チェック事項2-1について、ガイドライン本体を見なくても参照先がわかるよう、「例：EADAS、生物多様性見える化システムなど」を追記してください。

・②の表 チェック事項 2-2 について、「地域の自然環境の状況に詳しい専門家」を太字にし、「情報提供があった」を積極的に情報収集が必要なことから、「情報提供を求めた」としてください。

・③の I の表 対策に、「I-1 地域の自然環境に詳しい複数の専門家への相談」をチェック項目に加えてください。以下、順に番号を後ろに送ってください。

・③の II の表 対策の II-0 について、「必要に応じて」を「原則として」としてください。

うら面

・②2-2 について、情報提供を事業者自ら求めるよう、「(前略) 情報提供があった。」を「(前略) 情報提供を求めた。」としてください。

・③II-0 事前調査について、「必要に応じて」を「原則として」としてください。併せて、(備考) の③II-0 の項目の「(前略) 情報が不足している場合等に調査を検討する。」を「(前略) 原則として調査を検討する。」としてください。

・③III-1 の具体例 (P30-31) の・III-①の施工計画について、施工方法に加え時期への配慮が必要であることが明確になるよう、「・III-①：自然環境に配慮した施工計画 (施行時期を含む)」としてください。

・II-3 の具体例 (P27) の・II-⑨について、「重要な動植物の移植・移設」を行っただけで済まされないよう、「重要な動植物の移植・移設と定着の確認」としてください。

意見は以上です。よろしくお取り計らいますようお願いいたします。